平成２５年（フ）第３８号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢51番地２　サンパルム103
債務者　畠山　　仁
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第７１号
三重県志摩市大王町波切3483番地　池村輝也方、住民票上の住所三重県志摩市志摩町片田2374番地３
債務者　池村　和敏
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
三重県伊勢市御薗町王中島843番地、前住所三重県鳥羽市池上町25番45号
債務者　上田やす子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
松江市法吉町292番地７
債務者　小玉　晃平
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１４号
沖縄県那覇市識名１丁目７番63号　嘉数ビル802
債務者　岸本　本政
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５２号
沖縄県浦添市当山２丁目32番５―301号　当山コーポ
債務者　國吉えりか
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２６２号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷331番地の１　中村組アパート301
債務者　亀谷　長治
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２９２号
埼玉県春日部市牛島61番地　ガーデン春日部牛島住宅１―203
債務者　尹　　吉子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
埼玉県越谷市東越谷１丁目１番地22　中村マンション101号、旧住所埼玉県越谷市大沢599番地１　ユートピアイン北越谷105号
債務者　三浦　友巳
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
埼玉県春日部市栄町３丁目81番地　ローデングリーンＡ棟201号
債務者　田中麻紀子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
新潟県魚沼市中原122番地４　皆繁アパート102号
債務者　星　　克子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
岡山県倉敷市徳芳681番地４　グローバルＩＴＵＷＡ106号室
債務者　阿部良理子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
山口県宇部市大字東岐波2915番地８
債務者　堀　　悦子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６０号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高甲201番地の１　コーポラスカル101号、前住所福島県会津若松市橋本２丁目１番15号
債務者　松本　　潤
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚388番地
債務者　市丸　誠二
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２７８号
愛知県一宮市瀬部字四日市場40番地２
債務者　原　　敬子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２８２号
愛知県一宮市真清田２丁目４番８―２Ｃ号　マンションハル真清田
債務者　山田　仁司
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部